

浜松市防災協会 10周年記念実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 浜松市防災協会が2025年4月に設立10周年を迎えるにあたり、これまでに10年の歩みに感謝し、今後もより一層多くの方たちとの繋がりを築きながら、会員事業所の防火・防災、事故のない職場づくりを円滑に運営することを目的とする。

(設置)

第2条 浜松市防災協会設立10周年記念に係る事業にあたり、その効果を十分に発揮するため、消防局予防課に10周年記念実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(事業)

第3条 実行委員会は、次の事項を行う。

- (1) 浜松市防災協会10周年事業に係る事項
- (2) その他、必要な事項
- (3) 実行委員会で企画した実施に関する事業（案）等は、浜松市防災協会の承認をもって決定する。

(委員等)

第4条 実行委員会の委員等は、以下の者とする。

- (1) 委員長 浜松市防災協会事務局長
- (2) 副委員長 消防局予防課長補佐
- (3) 委員 消防局予防課各グループ長

(実行委員会)

第5条 実行委員会は、必要に応じて開催するものとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表し、議長となり会議を実施する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (2) 会議は、委員長が委員の中から指名し、6割の出席することで成立する。
- (3) 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4) 委員長は、書面会議とすることができる。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聞くことができる。

(招集)

第6条 実行委員会は、委員長が必要に応じて委員を招集するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、浜松市防災協会に置く。

(秘密の保持)

第8条 第3条で知り得た事項をみだりに漏らしてはならない。

附則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。